

# 看取りに関する対応方針

2024.4.1

ヘルパーステーションたがひたち

## 1 看取りとは

医師より、心身機能の障害や衰弱が著明で回復の見込みがないと診断されたかたへ、無理な延命治療などは行わず、自然に亡くなられるまでの過程を見守ることを「看取り」と呼びます。お身体や精神的な苦痛を緩和し、人としての尊厳を残したままの生活支援を目的としています。ヘルパーステーションたがひたちでは、静かに自分らしい最期を迎えることを支援します。

## 2 看取りの体制

### ① 自己決定と尊厳を守る意思決定

最期を住み慣れた自宅で迎えたいと願うかたに対して行われます。医師の診断がされた時点で看取り介護を開始します。

### ② 医療と介護の連携

訪問診療をおこなう医療機関や訪問看護師、介護支援専門員、家族との連携を密にし、常時連絡が取れる体制を取ります。

日々のお身体の様子を報告し、状態に合った介護を実施できるよう、適宜指示を受けます。

本人、家族、医療と介護の各関係専門職種が十分なコミュニケーションをとりながら協力して行います。

## 3 看取り介護の実施と内容

### ① 職種ごとの役割を明確にし、看取り介護に携わる者が適切なケアを提供します。

### ② 看取り期であっても訪問介護員の実施する内容は、通常の訪問介護と同様に介護保険法に定める内容で、介護支援専門員の計画に従います。呼吸の状態や痛み、皮膚状態など、全身状態を観察し、できる限り苦痛のないよう実施します。

### ③ 実施方法について、本人や家族へ説明します。

痛みや苦痛が伴う場合には、本人と十分にコミュニケーションをとりながら進めます。また、家族指導も実施します。

### ④ 本人のお身体の状態、実施内容、本人や家族の意見等を共有します。

看取りの状態観察、食事や水分の摂取量の把握、浮腫、尿量や排便量等の確認、経過を記録します。

いつもと違う状態（呼吸・意識・顔色など）の時は訪問看護師へ連絡します。

（事前に連絡する具体的な状態を確認しておきます）

また、カンファレンス開催へ参加します。

- ⑤ 本人や家族の話を傾聴します。相談を受け解答できない内容は、該当する担当者へお伝えします。
- ⑥ 通常、訪問介護は同一内容のサービスを提供する際は間隔を2時間以上空けなければなりません。しかし、看取り期の訪問はこのルールが適応外になり、ご希望の間隔で訪問できます。

#### 4 職員の教育

容態変化に関する知識や、看取り期の介護方法と技術を習得し、最期まで寄り添う介護ができるよう、定期的（1回/年）に介護職員の教育を行います

付則

この指針は2024年4月1日より施行する。